

## 基調講演

## 国際協力の世界的動向、日本に求められているもの

リチャード・エンゲルハルト

ユネスコ バンコク事務所 アジア太平洋地域文化担当アドバイザー



“今日は、私が15年間続けてきた努力、リビング・ヘリテージの保全や保存における活動についてお話しします。私はおそらく草分けの一点といっても過言ではないと思います。”

みなさまこんにちは。本日この演壇に立てることをよろこばしく思っております。今日は、私が15年間続けてきた努力、リビング・ヘリテージの保全や保存における活動についてお話しします。私は15年間このことに努力してまいりましたので、おそらく草分けの一点といっても過言ではないと思います。

まず、このリビング・ヘリテージについて語るにあたって出発点となるのが、ユネスコの元事務局長フレデリック・マイヨールの発言です。彼によると、世界の文化遺産というのはあまりに資産として価値が高すぎ、単に専門家だけに任せておく、専門家だけに保護させるというのが現状です。しかし文化遺産は専門家に関わる範囲だけでは捉えきれない。ですので、社会全体を動員することによって、共通の遺産、人類共通の遺産も守らなくてはならないということです。

一般的に文化遺産というと、通常は素晴らしい空間を想像するもので、崇高な外観を持った絵葉書になるような景色を思い浮かべられるでしょう。しかし現実とは異なっており、これらの文化遺産は様々な脅威にさらされています。しかもそれは人間による過剰使用によって脅威にさらされているのです。つまり我々は、我々の行いによって文化遺産を殺してしまっている、自分たちの利害によって脅威にさらしているわけです。そして、世界に存在するあらゆる資源と同様に、我々が保有している文化資源も驚くべきスピードで、そして持続不可能な速いスピードで消費されてしまっています。しかし、このような文化遺産を守っていく動機づけというのは、実は一般市民が持っている文化遺産の保全の意志、ということから始まるのです。

ユネスコでは、文化遺産を保護していくための国際協力の基準を設定しようとしてきました。ここに、そうした基準を定めたいくつかの条約を列挙しました。

まず1954年の「武力戦争の際の文化財の保護に関する条約」があります。さらに、1970年には、「不法な文化財の輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」が結ばれました。そして中でも最も有名なのは、1972年の世界遺産条約として知られている条約で、世界中の素晴らしい文化遺産を守るための条約です。最近になり、新たに三つの条約が起草され締結されました。三つの新しい分野において遺産を守るためのもので、まず2001年に「水中文化遺産の保護に関する条約」、2003年に「無形文化遺産の保護に関する条約」、そして2005年には「文化表現の多様性の保護と促進に関する条約」が結ばれました。この三つの条約を合わせることによって、われわれの過去、現

在、そして未来における世界中の文化多様性を保護するための国際協力を促進することが出来るわけです。

これらの条約はわれわれの議論の出発点であり、いかにしてリビング・ヘリテージを保護して、生き続けることが出来るようにするか、過去とともに死滅しないで将来においても生存し続けることができるか、そして国際協力において何が出来るかというものであります。そして、それは世界遺産条約の第五条において集約されています。もし、文化遺産の国際協力に関して一つだけ頭に入れておくことがあったら、まさにこの第五条がそうです。ここでは、文化遺産国際協力の目的は「世界遺産に対し、社会における役割を与えるための一般的な政策をとること」と定義しています。つまりこれがリビング・ヘリテージの保存のための最重要メッセージと呼べるでしょう。

そうすると、私たちは専門家として文化遺産分野におけるパラダイムシフトに直面しているわけです。つまり我々の職業、仕事の内容そのものが抜本的に変わろうとしています。かつて、文化遺産保護は政府主導型のトップダウンアプローチがとられており、過去の王族、過去の聖職者、過去の政治家の遺産を保護するための施策が取られていましたが、今私たちが直面しているニーズというのはボトムアップのアプローチで、それはリビング・ヘリテージを一般の人たちのために保護するための私たちの専門的な力の動員です。

ここに、我々の実際の活動において、過去のやり方と今のやり方とどのように変わってきたかということを示しました。古いアプローチでは、聖職者や政治家の記念物を保護することに尽力していましたが、現在は一般の人たちのためのあらゆる場所、そして空間を保護することに主眼を置いています。かつては放置された遺跡、廃墟、考古学的価値のある場所などの保全に力を費やしていましたが、今我々が懸念しているのは、実際に人々が生き続けているところの地域社会です。さらに、過去において私たちが対象としたのが、物理的な建造物、廃墟、石、岩、煉瓦でしたが、今我々が対象としているのは、人々の生活に生き続けている伝統、文化的な慣習であります。つまり現在の状況下では、過去に行ってきたような中央集権的な行政管理だけではもはや実践的でなくなりましたし、可能でもなくなりました。今必要なのは、あらゆる地域社会に存在する遺産に対して、分散された分権的なマネジメントをすることなのです。

また、遺産の利用の仕方も変わりました。かつては、エリートが関わるものとしてみなされていた遺産は、現在は普通の人たちにとっての地域社会の持続可能な発展のための資源とみなされています。この点から言っても、やはり我々が取らなくてはならない新しいアプローチはリビング・ヘリテージの保存なのです。

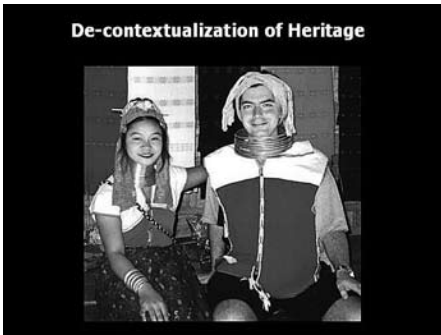
ここで、リビング・ヘリテージの保存に関する実践的な話をする前に、まず生きているリビング・ヘリテージの地域社会における脅威がどのよ



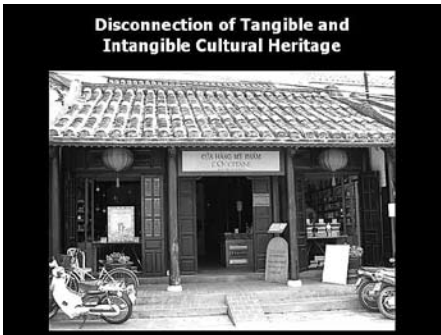
“もし、文化遺産の国際協力に関して一つだけ頭に入れておくことがあったら、まさに世界遺産条約の第5条がそうです。”



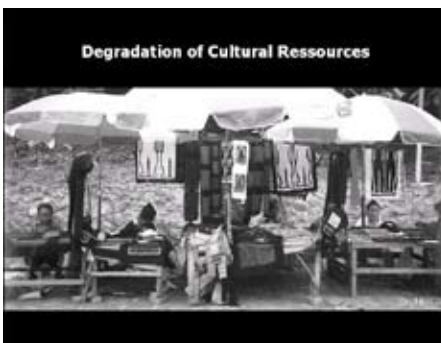
“現在の状況下では、過去に行ってきたような中央集権的な行政管理だけではもはや実践的でなくなりました。今必要なのは、あらゆる地域社会に存在する遺産に対して、分散された分権的なマネジメントをすることなのです。”



“1つ目の脅威は、遺産を文脈から切り離してしまう、乖離させてしまうことです。”



“2つ目の脅威は有形と無形の文化遺産を分離させてしまうということです。”



“3つ目の脅威は、文化資源の劣化です。”

うなものか、課題がどのようなものか、ということを理解する必要があります。我々が文化遺産の保護の責任者として認識し、コントロールしていかなければいけない脅威が三つ存在します。

まず1つ目の脅威は、遺産を文脈から切り離してしまう、乖離させてしまうということです。つまりその文化遺産をその文化的な環境、文脈から外してしまい、ほとんど理解できない意味のないものになってしまうということです。文化というのは、その文脈の中に、その文化的環境の中に、文化的空間の中に、地域社会の中に存在するものですから、それを文化的な空間から外してしまいますと全く意味を失ってしまいます。

2つ目の脅威は、1つ目の今申し上げた脅威から来るものですが、有形と無形の文化遺産を分離させてしまうということです。私の理解では、有形遺産というものは、そもそも無形の文化的な慣習をもとにしてそこから派生してくるものだと考えています。ですから、この有形のものとならぬ無形の慣習を分断してしまうと、もはやリビング・ヘリテージの無形遺産を、あるいはその所産である有形遺産を守っていくことができません。3つ目の脅威は、文化資源の劣化であります。つまり、文化資源の価値があまりに軽減してしまい、もはやどうでもよくなってしまっているということです。それは有形遺産においても、そして美術品であろうとあるいはダンス、人形、宗教、文化的慣習のようなものであろうと価値がなくなってしまうということで、きちんと面倒をみないとそのようなことになってしまいます。

この3つの脅威、すなわち文脈からの切り離し、有形と無形の分断、そして文化資源の劣化に対しては、対応策が存在します。対応策を取ることによって、再びその価値を復活させる事ができ、効果を生み出すことができます。

それは、遺産を守っていくプロセスにおいて地域社会がオーナーシップを感じる事です。もしそのコミュニティーが遺産の所有者であれば、それと同時に遺産の保護責任者となるわけです。ただそれを実現していくためには、その地域社会において、それを十分やっていけるだけの専門的な知識が必要です。これは有形であっても無形であってもいえることで、能力向上のための教育が必要です。これを可能ならしめるのは、無形文化遺産の伝承で、それは単に研究対象物として研究していただくのではなく、実践していくことの伝承こそが大切なのです。それを後押しするのはやはり文化に対する積極的な政治的な対策であります。つまり、文化に対しての政治アクティビズムがない限りは保存を行っていくことはできません。それは自然環境と同じで、文化環境を保護するのに必要な要素です。

そうすると、次の問題は、どのようにして地域社会の文化の伝承を実践できるような能力を向上させるか、ということです。そこで、再びユネスコの基本原則に戻ってくるわけで、ユネスコが世界中で行っている文化遺産国際協力活動の中で果たすべき五つの機能をこちらに列挙しました。まず、アイディアの想像源となりこれを共有していくということ。

2つ目に ICT (Information and Communication Technology 情報通信技術) を活用し、情報を集結させるということ。そして3つめには規範や基準を設定するという事です。4つ目は、キャパシティービルディング(能力向上)。そして、5つ目は、国際協力がその目的を達成できるように触媒的役割をはたすということです。次に、これらの概念をどのようにして地元のステイクホルダーのために適用していくのか、地元のステイクホルダーの行動をいかに実践に移していくかという事例をご紹介します。

まずご紹介するのは、ユネスコで10年ほど前から開始している LEAP(Local Effort and Preservation) プロジェクトです。

まず、その地元社会のエンパワメントに必要なのは、「政治的な意志」です。つまり地元の地域社会の人たちを動員することによって、政治的な意志を促進し主張していくということです。そして次に必要なのは、実際にそのコミュニティが責任を持って、保存のための行動をとるということです。さらに、持続可能開発という文脈の中でそのコミュニティ自体が社会的、経済的に保存活動から利益を享受するという事です。

そこで私どもはこの「政治的な意志」を醸成して、そして文化遺産保存の方法についての知識をもたせる、そしてその経済的な利益を享受することができるようにするための10のステップというものをまとめました。これは世界中のあらゆるコミュニティで活用できるステップです。ここで皆様にお伝えしたいメッセージは、この曖昧なりビング・ヘリテージの保存という概念を理解することにより、これらのステップを実践できるということ、また、そうすることによって大きな相乗効果が得られるということです。

これらのプロセスの中にはたとえば、コミュニティの参加と管理役を醸成するための活動や計画を立案するためにゾーニング担当局と協力すること、コミュニティベースの参加型の研究、伝統的な技術の開発・トレーニング、伝統的な建造物における補修技術の再興も含まれます。また、無形文化遺産あるいは慣習のトレーニングも含まれます。さらには、観光業における様々な活動におけるトレーニングや、学校教育のカリキュラムの中に世界遺産教育を取り組むことも含まれます。文化型ビジネスの立ち上げも含まれます。また教育者のためのトレーニングも含まれます。これらを実践することにより、波及効果が生まれ、より深遠な部分においてのコミュニティをベースとしたリビング・ヘリテージの保存につながるのです。

ここで最も重要なのは、遺産の管理権・所有権を遺産そのものを作った人たちに返さなければならないということです。ですからここでは、文化遺産を守り伝える人がカギとなります。そこでユネスコは、チベットやラオスにおきまして、最近の政治的な変動によって大きく損害を受けてしまった仏教僧侶たちの文化的生活の保全と復活のためのプロジェクト“Cultural Survival and Revival in the Buddhist Sangha”を立ち上げ



“地元社会のエンパワメントに必要なのは、「政治的な意志」です。つまり地元の地域社会の人たちを動員することによって、政治的な意志を促進し主張していくということです。”



“ここで最も重要なのは、遺産の管理権・所有権を遺産そのものを作った人たちに返さなければならないということです。文化遺産を守り伝える人がカギになります。”



作成された保存マニュアル

ました。これは一つのグループのステイクホルダーと協力することによって、いかにリビング・ヘリテージを保護し再活性化するかということの良い例です。

このプロジェクトのなかで、私たちは三つの目的を掲げました。まず1つ目は、その仏教の工芸品・美術品などの保護、そしてその慣習・手法の保全であります。つまり大学の研究室から取り出して、実際に生きている社会に戻すということでもあります。

2つ目ですが、無形の慣習に有形のを再びリンクさせるということです。つまり、その慣習・伝統とそのサイトに再び連続性を持たせるということです。

そして3つ目は、このコミュニティの中に存在する知識を開発発展のための資源とするということです。

このプロジェクトは大きな成功を収めました。でもその中でやはり最も重要であった効果は、ステイクホルダー自身のうちに出来た強い「政治的な意志」であります。そして、最近では重要な宣言も採択されています。リンボーチェを含めて重要な宗派の指導者全員が署名した文化的生活の保全と復活のための宣言が出来ました。

リビング・ヘリテージの保護においては、こうした政治的な動機づけが要になります。そのほかのステイクホルダーと協力することも極めて重要でありまして、その中でも特に実際にその文化遺産と共に生きている人達、住居として使っている人達と協力することでもあります。一部のこういった人たちは、地球上の最も過疎で貧困な地域に居住しているわけですから当然ながら我々の優先的な注目を得る権利を持っています。

もしかしたら皆さまは、すでにご覧になったかもしれませんが、ユネスコ・バンコク事務所では、2000年以降私どもがアジアにおいて行ってきたコミュニティベースの保存活動を集めた書籍を出版しました。ここで紹介している事例の一つでは、どのようにそれぞれのコミュニティで文化遺産保全を実践していくかということを紹介するために、保存マニュアルというものを作りました。これは現在様々な言語で出版されています。実は、昭和女子大のチームがこのマニュアルの最初の版を作成して下さいまして、これがその後続くマニュアルのプロトタイプとなりました。

政治的な動機づけに続いて重要なのが若者の動員です。つまり、次の世代につなげていくということです。我々全員教育者ですので、今の若者を将来の遺産の指導者にすべく、フォーカスを絞り込んでいくことが重要です。これは文脈からその遺産を切り離さないこと、そして有形と無形の接続を失わないということ、そしてその遺産を実際に利用する機会を若者に与えるということ、これを念頭に置けば楽に出来ます。

そうすると、我々にとっての使命とは何か、文化遺産の専門家としてリビング・ヘリテージの保護のためにそれぞれの地域社会のエンパワーメントにおいて我々の取るべき役割は何かということです。ここで、先ほどすでにお見せしたスライドを再びここで登場させることで、改めて皆

様に認識していただきたい。それは、右側のブルーで色づけされた部分が我々の活動の焦点にならなくてはならない部分です。

私たち文化遺産の専門家として、もはや我々が対象とするのはモノではありません。知識なのです。つまり私たちはこのように知識のコミュニティに存在する専門家としての役割を果たしていかなければならない、そしてその知識のコミュニティを活用して国際協力を促進していかななくてはならないのです。そのためにユネスコのもとで ICCROM(国際文化財保存修復センター) アジア遺産管理アカデミーというものを設立いたしました。約 60 の大学がネットワークを構築しており、文化遺産の保存についての知識を共有しています。中には日本の大学も多く含まれています。さらにこのネットワークが拡大して皆さま全員がメンバーとなってくださることを願います。

ネットワークのもとで様々なガイド・マニュアル・カリキュラムなどが作成されています。そして、このネットワークが行っている活動の中で最も重要なのが、新しいイニシアティブとして最近登場してきた「Cultural Diversity for Sustainable Development and Dialogue 持続可能な開発と対話のための文化多様性」の保護でしょう。特に異文化間の理解のための対話を促す文化多様性の保護の取り組みは、持続可能な開発の枠組みをさらに超えて、平和構築・紛争解決の分野にまで突入しているということです。つまり自然資源、そして文化資源をめぐる紛争、競争が熾烈化する中、私たちは文化遺産の管理者として持続可能な開発とその平和的解決のための対応策を取らなければならないということです。

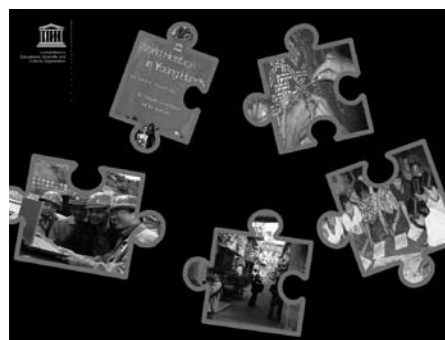
このパズルのように複雑なそれぞれの構成部分、つまり伝統的な慣習の実践者、政治家、若者そして専門家のそれぞれのピースを 1 枚の絵にするための鍵は一つです。そうなりますと、やはり世界遺産条約を起草した人たちのビジョンに立ち戻ることとなります。つまり、文化遺産が今後もそのコミュニティの中で生き続けなくてはならないということでもあります。そして生き続けさせるためには文化遺産がそのコミュニティにおいて所有されなければならない、そして文化遺産がそのコミュニティにおいて生命を持ち続けなければならないということです。

今回のこの基調講演によって、過去の遺産を対象とした活動から無形文化遺産、そして持続可能な発展のための文化遺産を経て、今日私たちが焦点をあてている「地球の将来の平和のための文化遺産」という概念についてご理解いただけたと思います。私のリビング・ヘリテージの定義は、死んでいない文化遺産であって、引き続きコミュニティに対して意味合いをもたらし続ける文化遺産です。

ありがとうございました。



“私たち文化遺産の専門家として、もはや我々が対象とするのはモノではありません。知識なのです。”



“私のリビング・ヘリテージの定義は、死んでいない文化遺産であって、引き続きコミュニティに対して意味合いをもたらし続ける文化遺産です。”